

京都市告示第120号

京都市と旧京都府北桑田郡京北町との合併に伴い、昭和48年4月23日付け京都市告示第37号（京都府北桑田郡京北町との境界に係る道路の管理方法の協議）は、廃止しましたので、道路法第19条第5項の規定に基づき、告示します。

平成17年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

（建設局道路部道路管理課）